

入 札 説 明 書

静岡大学（大谷）共通教育C棟改修電気設備工事（I期）

令和8年7月7日

国立大学法人 静岡大学

入 札 説 明 書

静岡大学（大谷）共通教育C棟改修電気設備工事（I期）に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年7月7日

2 国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長 海 藤 和 俊

3 工事概要等

- (1) 工 事 名 静岡大学（大谷）共通教育C棟改修電気設備工事（I期）
- (2) 工事場所 静岡県静岡市駿河区大谷836 静岡大学大谷団地構内
- (3) 工事概要 共通教育C棟西側（渡り廊下を含む）の全面改修を行うことに伴う改修電気設備工事。（改修面積1,799㎡）
その他詳細は工事発注概要書のとおり。
- (4) 工 期 令和9年3月30日（火）まで。

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、主任技術者又は管理自技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工 期：契約締結日の翌日から令和9年3月30日（火）まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年10月4日（日）まで）

- (5) 本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに技術提案書を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。
- (6) 本工事は、申請書の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/index.html>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、下記6に「紙入札方式参加承諾願」を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人静岡大学契約規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人の場合は、契約締結のために必要な同意を得ていること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係るA等級又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続

開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 工事成績について、下記9(2)に掲げる総合評価の評価基準に示す欠格に該当しないこと。
- (5) 次に掲げる施工実績を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)
平成23年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、地上3階建て以上であり、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋鉄骨コンクリート造で、施工面積が1,000㎡以上の、建物用途が事務所・庁舎、校舎・研究施設・図書館、宿舍・研修施設、病院、会館・集会施設・体育館の新営又は改修電気設備工事の施工実績を有すること。(同一契約かつ同一団地内での施工であれば複数棟の合計面積でも可とする。)
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できると。
 - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。
 - ② 上記(5)に掲げる工事の経験の有無は問わない。(ただし、配置予定技術者の同種工事の施工経験により、実績を評価する。)
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7) 建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者の工事における取扱いについて
 - ① 本工事において、建設業法第26条第3項1号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例1号」という。)の配置を行う場合は以下のア〜クの要件を全て満たさなければならない。
 - ア) 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
 - イ) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段(自動車など)の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。
 - ウ) 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が3を超えた場合には、それ以降は専任特例1号は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。
 - エ) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また1つの建設工事に複数の

連絡員を配置することも可能である。連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が2つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

オ) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

カ) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験

【実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載】

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

キ) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

ク) 兼務する建設工事の数は、2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、イ)～キ)の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。

② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア)～ク)の事項について確認できる書類を提出すること。

③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

- (8) 建設業法第26条第3項2号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- ① 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特定監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。
- ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定品目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の特定監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）については、これら複数の工事を一の工事とみなす）
- オ 特例監理技術者が兼務できる工事は静岡市内の工事でなければならない。
- カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。
- キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ② 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項ア～クの事項について確認できる書類を提出すること。
- ③ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。
- (9) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- (v) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (vi) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 静岡県、神奈川県、愛知県、山梨県内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (i) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ii) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (iii) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - (iv) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

5 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(10)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
- ・株式会社大建設計
 - ・株式会社婦木建築設備事務所
- (2) 上記4(10)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
- ① 資本関係
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合
- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
 - (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 担当部局

〒422-8529
静岡県静岡市駿河区大谷 836
国立大学法人静岡大学財務施設部施設課総務契約係
電話番号 054-238-4442
FAX 054-238-5407

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書についても次に従い提出すること。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 令和8年7月7日から令和8年7月17日まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から12時30分及び

13時30分から17時まで

② 提出場所： 上記6に同じ

③ 提出方法： 提出場所に直接持参（郵送又は電送は不可）すること。

なお、電子入札システムには申請書及び資料の確認を受けた後、指示した資料を添付し提出すること。

(2) 競争参加資格確認申請書は、別記様式1により作成し、文部科学省大臣官房文教施設企画部長発行の「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しを添付すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の監理技術者等の資格・工事経験については、平成23年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載すること。

① 同種の工事の施工実績（別記様式2）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定技術者の資格・工事経験（別記様式3）

1) 監理技術者等の資格・工事経験

上記4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格を記載すること。資格については、証書の写しを添付すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、9（2）表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。

なお、配置予定の技術者が過去15年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験がない場合でも欠格とはならない。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

2) 配置予定技術者の工事成績

同種工事の施工経験として挙げられる工事が令和4年度から令和7年度以降（過去4年度以降）に完成したものであり、主任（監理）技術者又は現場代理人として施工した工事があれば、その工事成績（ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る）について別記様式3に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任（監理）技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類（CORINS等）を提出すること。

③ 契約書等の写し

①及び②の施工実績として記載した工事に係る契約書等（契約書及び記載した工事の規模や概要が同種であると判断できる平面図等（施工実績が複合施設等である場合は、同種の用途部分の求積根拠、技術者として配置した事実が確認できる資料等を含む））の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、工事カルテ受領書等を添付することにより契約書及び技術者として配置した事実が確認できる資料等の写しについてのみ提出する必要がない。

④ 工事成績（別記様式4）

電気工事における令和6年度及び令和7年度以降の工事成績評定の各年度の合計、工事成績評定を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを各年度ごとに整理して提出すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和6年度及び令和7年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての電気工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記ii)の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

i) 下記9(2)表中「工事成績」において、2年連続で各年度（過去2年度）の平均点が65点未満である場合。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和6年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

なお、下記9(2)表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

⑤ 法令遵守（コンプライアンス）（別記様式5）

東海地区における営業停止を受けたもの又は文部科学省並びに国立大学法人等の指名停止措置を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止及び営業停止の期間終了後6ヶ月以内のものを全て記載する。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別記様式6）

ワーク・ライフ・バランス等の取り組みに関する認定状況を記載すること。また、認定を受けている場合は、証明できる資料の写しを添付すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年8月6日までに電子入札システム（紙入札による参加を承諾された場合は紙）により通知する。

(6) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記 6 に同じ

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和 8 年 8 月 2 0 日（木）17 時
 - ② 提出場所：上記 6 に同じ。
 - ③ 提出方法：書面（様式自由）により提出場所に持参するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和 8 年 8 月 2 7 日（木）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札説明書に示された標準的な参加資格を満たしている場合に、「標準点」100 点を付与する。
- ② 技術資料で示された実績等により評価を行った結果、原則として、各評価項目の得点合計を加算点（満点 30 点）とする。
- ③ 得られる「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した「評価値」を用いて落札者を決定する。

(2) 評価項目及び評価基準等

評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

(別紙４) 実績評価型

①企業の技術力

(1) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
同種工事の施工実績	国・特殊法人等（注）及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。	6点	
	その他の工事実績あり。	5点	
工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定	実績なし（欠格）		
	過去２年度以降の平均点が８３点以上	6点	
	過去２年度以降の平均点が７８点以上８３点未満	4点	
	過去２年度以降の平均点が７３点以上７８点未満	2点	
	過去２年度以降の平均点が７３点未満（実績なしを含む）	0点	
	各年度（過去２年度）の平均点が２年連続で６５点未満（欠格）		
	文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、過去２年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。（欠格）		
小計		12	0

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	評価点
過去１５年以降の配置予定技術者の同種工事の施工経験	国、特殊法人等（注）及び地方公共団体が発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	6点	
	上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。	5点	
	主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり。	4点	
	経験なし	0点	
同種工事の施工経験として挙げた工事の過去４年度以降に完成した主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績（工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績評定）	83点以上		
	78点以上83点未満	6点	
	73点以上78点未満	4点	
	73点未満（実績なしを含む）	2点	
	65点未満（欠格）	0点	
小計		12	0

②企業の信頼性・社会性

(1) 法令遵守(コンプライアンス)

評価項目	評価基準	配点	評価点
事故及び不誠実な行為	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後６ヶ月以内の当該工事の入札執行がない。	0点	
	東海地域における営業停止又は文科省並びに国立大学法人等の指名停止期間終了後６ヶ月以内の当該工事の入札執行がある。	－2点	
	小計	0	

(2) 地域精通度

評価項目	評価基準	配点	評価点
地理的条件（緊急時の施工体制）	当該工事の施工地域（☆）に技術者・資機材等の拠点あり。	4点	
	当該工事の施工地域（☆）に技術者・資機材等の拠点なし。	0点	
	小計	4	

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進

評価項目	評価基準	配点	評価点
ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	・えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る）、プラチナえるぼし認定企業又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る） ・トライくるみん認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業 ・ユースエール認定 ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。		
	上記のいずれかの認定を受けている。	2点	
	上記のいずれかの認定も受けていない。	0点	
	小計	2	

(注)「特殊法人等」には国が資本金の１／２以上を出資する法人を含む。

(☆)当該工事の施工地域とは、静岡県中部地区、静岡県西部地区、静岡県東部地区をさす。

静岡県中部地区：静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町

静岡県西部地区：浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市、湖西市、森町

静岡県東部地区：富士市、富士宮市、沼津市、三島市、裾野市、熱海市、御殿場市、長泉町、清水町、函南町、小山町、伊豆の国市、伊東市、伊豆市、下田市、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

配点計	評価点計
30	0

(3) 落札者の決定

入札参加者の技術提案による評価項目を評価し、

評価値＝{(標準点＋加算点)／(入札価格)}の最も高い者を落札者とする。

入札参加者は、価格及び上記9(2)に示す評価項目の提案をもって入札し、次の①から③までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値という)を下回らないこと。

③ 提案の内容が最低限の要求条件を満たしていること。

(4) 上記9(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

10 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和8年7月7日(火)から令和8年8月28日(金)

まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時から12時30分及び13時30分から17時(最終日は12時)までに行うこと。

② 提出先：上記6に同じ。

③ 提出方法：書面(質疑書様式)により提出場所に持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。)し、かつ、電子ファイルでも提出するものとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、書面にて閲覧に供するほか、メールで入札参加者に送付する。

① 回答日時：令和8年9月1日(火)17時

② 閲覧期間：令和8年9月2日(水)～令和8年9月7日(月)9時から17時まで

③ 場所：上記6に同じ

11 入札及び開札の日時及び場所等

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙により持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。)すること。電送による提出は認めない。

(1) 入札書提出期限：令和8年9月3日(木)9時から
令和8年9月7日(月)12時まで。

(2) 持参による提出場所：上記6に同じ

(3) 開札日時：令和8年9月8日(火)9時00分

(4) 開札場所：〒422-8529

静岡県静岡市駿河区大谷836

国立大学法人静岡大学本部管理棟2階財務施設部施設課

(5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、開札に立ち会うこと。なお、立会いの際には、契約担当役から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として2回とする。

1.3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

1.4 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ファイル容量は3MB以内に収めることとするが、3MBに収まらない場合は、契約担当役の承諾を得て、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)することにより提出するものとする。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等、細目まで明らかにすること。加えて、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。

(3) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(5) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、押印は不要)を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、契約担当役等(これらの補助者を含む。)が、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表3各項に掲げる場合に該当するものについては、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1.5 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

第1回目の開札入札が不調になった場合は、ただちに再度入札に移行する。

再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から20分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、開札時間から開札終了まで、電子入札システムにログインしパソコンの前で待機すること。

1 6 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記 4 に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

1 7 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、上記 9 (3) の評価方法で決定するものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、契約担当役の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者としてすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、国立大学法人静岡大学契約規則第 30 条第 2 項に基づく価格(以下「最低基準価格」という。)を下回る場合は、同規則第 30 条第 3 項の調査(低入札調査)を行うものとする。

1 8 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

1 9 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 4 (6) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

2 0 契約書作成の可否等

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

2 1 支払条件

請負代金(前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求書に基づき 2 回以内に支払うものとする。

2 2 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

2 3 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、

契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。

- ① 提出先 : 上記6に同じ。
- ② 提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により回答する。

2.4 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間 : 令和8年8月28日(金)から令和8年9月7日(月)まで。
当該書面を持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時から12時30分及び13時30分から17時までにすること。
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

2.5 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

2.6 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、次に示すホームページに掲載の「工事請負契約基準」「競争加入者心得」「電子入札に関しての注意事項等」及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

静岡大学公式ホームページの調達情報ページ

<https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/chotatsu/index.html>

静岡大学財務施設部施設課ページ

<https://www.shizuoka.ac.jp/facilities/index.html>

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 談合等の不正行為を行った受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として支払うものとする。
- (5) 落札となるべき同評価の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。
くじの日時については、発注者から連絡する。
- (6) 落札者は、上記7(3)②の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (7) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (8) 入札参加者は、「競争加入者心得」及び契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

受注者の責めにより、入札に係る要求要件を厳守できない場合は、再度の施工を行うものとする。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約額を減額するものとする。加えて必要に応じて、損害賠償要求等を行うことがある。

- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク

電話：０５７０－００１１８４

- ② IC カードの不具合等発生のお問合せ先
取得している IC カードの認証機関

ただし、応札等の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合は、上記 6 に連絡すること。

別表 1

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構
公立学校共済組合	日本私立学校振興・共済事業団
文部科学省共済組合	放送大学学園

※上記は、現行の法人ですが、統合及び名称変更等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 2

工事成績相互利用登録機関（令和 6 年 2 月 2 9 日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、 各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為 担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、 少年施設、鑑別所、観察所、 出入国在留管理庁（旧入国管理局を含む。）、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27. 9. 30） 〃 〃 予算課（H27. 10. 1～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び 北海道開発局営繕部 航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課 を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機 械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯 火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県 の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各 防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧 防衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監 部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察 本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

別表 3

工事費内訳書の確認事項

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項がかけている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		